

第 576 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 9 月 3 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 5 分

2 開催場所 富津市役所 1 階 大会議室

3 出席委員（11 人）

		2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護		
9	茂木 比呂志			11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（3 人）

1	稲村 耕一	8	渡邊 和巳	10	森田 泰彰		

5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
の決定について

議案第 4 号 農用地利用配分計画案について

第 576 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
	<p>開会 午後 1 時 30 分</p>
局長	<p>皆様こんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ第 576 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、 1 番稲村委員、8 番渡邊委員、10 番森田委員が欠席となっております。14 名中 11 名の出席となっております。 従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p>
局長	<p>それでは早速会議を始めさせていただきます。 会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>(議長挨拶)</p> <p>(報告連絡事項)</p> <p>稲村委員に係る療養中及びその見舞い等について報告。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 576 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p>

議長	<p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>4 番山崎委員、5 番佐久間委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 3 番鈴木昇委員お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第 1 号 1 番と 2 番について申請地を 9 月 2 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より北西の方向約 200m、南西の方向 300m、南東の方向 800mにそれぞれ位置する農地です。</p> <p>権利者は農業経営の拡大を考えており、議案第 1 号 1 番の農地は売買による所有権移転、議案第 1 号 2 番の農地は所有権移転の設定をすることでそれぞれの義務者と話がまとまったことから、申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、議案第 1 号 1 番の農地では葉もの野菜、ネギ、大根、落花生、芋等の栽培を、</p> <p>議案第 1 号 2 番の農地では水稻栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木昇委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者はそれぞれ離農を希望し、権利者は申請地を</p>

	<p>取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地域内の農地を含み、面積は5,464㎡、権利者の耕作面積は、87㎡であり、農用地域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>
茂木委員	<p>先ほどの鈴木委員の説明で2番の議案について所有権移転と説明がありました。議案資料では使用貸借権の設定となっております。</p>
鈴木昇委員	<p>2番は使用貸借権の設定です。</p>
議長	<p>ほかにご質疑ございますか。</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
事務局(赤井)	<p>議長。採決にあたり補足をさせてください。</p>
議長	<p>補足説明をどうぞ。</p>
事務局(赤井)	<p>議案第1号1番の議案について、所有権移転と使用貸借権設定を一括で説明しましたが、申請者の現在の耕作面積が87㎡で所有権移転に係る申請地のみでは下限面積を満たすことができません。</p> <p>このため、一括で説明させていただきました本案件について、一括で採決をお願いします。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を9番茂木委員お願いします。</p>
茂木委員	<p>議案第1号3番について申請地を9月1日に確認しました。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧天羽東中学校より南東の方向約2.2kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は農業規模の縮小を要望しており、権利者が経営規模拡大のために農地を買い取ることで話がまとまったため、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、玉ねぎの栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は農業規模縮小のために売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地が含まれ、面積は1,054㎡、権利者の耕作面積は、14,867㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p>

議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を3番鈴木昇委員お願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>議案第2号について説明いたします。</p> <p>議案第2号1番について申請地を9月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 吉野小学校より北西の方向約500mに位置する農地であります。 申請地は、権利者の資材置き場に余剰がなくなり、利便性から拡張したいと考え、所有者に申し入れたところ話がまとまったことから、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。 周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。 ただ、申請地に侵入する道路がありません。 以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明と委員の説明にあった道路がない件についても説明をお願いします。</p>

事務局(樋口)	<p>ただいまの鈴木昇委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>道路がないとのことについては、道幅は狭いですが申請地まで接続する砂利道があり、この道を進入路として使用する計画となっております。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は、現状のまま使用し、埋め立て等はありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然排水としています。</p> <p>資金については、土地取得費用に対し自己資金での支払となっております、添付書類から確認済みです。</p> <p>資材置き場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>鈴木委員先ほどの道路についてはよろしいでしょうか。</p>
鈴木昇委員	<p>事務局の話があったのは、赤道だと思いますが、進入路として使用するのであれば、道幅が狭いと思います。私は、車で現地まで行けませんでした。</p>
事務局(樋口)	<p>道について、別添資料の地図をご覧ください。</p> <p>申請地の右側にある道路から申請地までつながる道があり、事務局はそこを歩いて現地確認いたしました。申請者からも同じ道を通るとしており、車両の通行についても問題ないと考えます。</p>
議長	<p>ほかにご質疑ございますか。</p>

大後委員	鈴木委員と事務局の説明に食い違いがあるので申請者に進入路の件を再確認したほうが良いと考えます。
事務局(赤井)	申請者に改めて資材の搬入出に使用する車両等について確認し、問題がないことが確認できれば、県に進達します。
大後委員	お願いします。
議長	事務局で再度確認するということですが、確認の結果問題がある場合はどうなりますか。
事務局(赤井)	書類の補正を指示します。補正で対応できない場合は…
議長	やり直しと。
事務局(赤井)	はい。
議長	ということであります。ほかにご質疑ございますか。 「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第2号1番は承認されました。
議長	つづきまして、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を13番小柴委員お願いします。
小柴委員	議案第2号2番について申請地を9月1日に確認しましたので、説

	<p>明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>環小学校より東の方向約2kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は自然エネルギーを活用した事業会社に勤務しており、自分でも太陽光発電施設を設置したいと思い土地を探していたところ、義務者が高齢のため耕作が難しくなったことから本件土地の照会があり、周囲に建物等が無く、陽当たりも良く太陽光発電事業用地に適していたため、賃借権設定を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

議長	<p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に、農用地利用集積計画については、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることとなっていることから、審議をするものであります。 事務局より説明をお願いします</p>
事務局(樋口)	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 3ページをご覧ください。 今回の権利設定は、農地中間管理事業を活用した農地利用集積で千葉県農地中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会です。 利用権の設定を受ける土地は、45筆です。 貸し手及び対象農地について貸し手ごとに説明いたします。 ■■■■の対象の農地は二間塚の5筆合計3,847㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。 ■■■■の対象の農地は上飯野の3筆合計2,044㎡と前久保1,025㎡、3筆合計3,069㎡です。権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。 ■■■■の対象の農地は二間塚の8筆合計7,396㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。 ■■■■の対象の農地は二間塚の10筆合計8,906㎡で、権利</p>

	<p>の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■■■■■の対象の農地は二間塚の9筆合計8,629㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は10年間です。</p> <p>■■■■■■■■■■の対象の農地は本郷の1筆1,014㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■■■■■の対象の農地は本郷の2筆合計2,027㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■■■■■の対象の農地は二間塚の2筆合計1,880㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■■■■■の対象の農地は二間塚の1筆983㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>■■■■■■■■■■の対象の農地は二間塚の2筆合計1,404㎡で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用配分計画について」を議題といたします。</p> <p>本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農用地利用配分計画の案の作成において、農業委員会</p>

<p>議長</p>	<p>今回、権利を設定する土地は、 所有の二間塚の1筆839㎡、 所有の二間塚の1筆983㎡、 所有の二間塚の6筆5,366㎡、 所有の本郷の2筆1,777㎡、前久保の3筆2,590㎡、二間塚の1筆990㎡、 所有の二間塚の3筆2,427㎡で、17筆合計14,972㎡です。権利の種類は賃借です。</p> <p>権利の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、17ページをご覧ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号の が権利の設定を受ける計画について、原案に同意する委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって本件は原案に対し同意といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に「専決処分報告について」、事務局長よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法 第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、263㎡と207㎡の合計で470㎡です。</p> <p>2番につきましては、駐車場用地として所有権を移転するもので面積は、133㎡です。</p>

<p>議長</p>	<p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p>
<p>事務局(赤井)</p>	<p><7月の定例総会で書類不備により却下相当とした案件について、総会后、千葉県での審査の段階で書類が完備されたことから君津農業事務所での審査の結果、許可となったことを報告></p>
<p>議長</p>	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第576回の定例農業委員会を終了します。</p> <p>なお、次回農業委員会総会は10月6日木曜日 場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時5分</p>